

## 10 進路に関する用語集(渉外部)

 <p>ADL: 日常生活動作</p>	<p>日常生活動作(ADL)。人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のこと。                  ①身の回りの動作(食事、更衣、整容、排泄、入浴など)                  ②移動動作(車椅子乗降、移動、階段乗降)</p>
 <p>IADL: 手段的日常生活動作</p>	<p>手段的日常生活動作(IADL)。人間が毎日の生活を送るため、ADLより複雑な判断を必要とする動作群のこと。                  (買い物、電話対応、服薬管理、財産管理など)</p>
 <p>OT</p>	<p>作業療法士(OT)。作業療法を専門技術とすることを認められた者に付与される名称。                  作業療法とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること。</p>
 <p>PT</p>	<p>理学療法士(PT)。理学療法を専門技術とすることを認められた者に付与される名称。                  理学療法とは、ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱・電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)などを用いて、自立した日常生活を送ることができるよう支援すること。</p>
 <p>QOL</p>	<p>物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念のこと。</p>
 <p>ST</p>	<p>言語聴覚士(ST)。言語療法を専門技術とすることを認められた者に付与される名称。言語や発声・発音、聴覚、認知などの機能が損なわれておこるコミュニケーション障害と、食べたり飲み込んだりすることなどに困難がある摂食・嚥下障害(えんげしょうがい)に対しての支援を行うこと。</p>
<p>アドボカシー</p>	<p>社会的弱者などの権利主張を代弁する活動のこと。</p>
 <p>移動支援</p>	<p>障害者総合支援法に定められた介護サービスの一つ。社会生活上、必要不可欠な外出や、社会参加のための外出をヘルパーが支援すること。</p>
<p>インテグレーション</p>	<p>社会福祉の対象者に対し、対象者が他の人と差別なく地域社会と密着した中で生活できるように援助すること。また地域の中でハンディキャップをもった人が日常生活に支障をきたさないように地域住民、関連機関・団体が中心になって問題解決にあたること。また、障害をもつ児童を通常の学級で一般の児童とともに教育することを意味することもある。統合教育。</p>
 <p>グループホーム</p>	<p>共同生活援助。地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。地域にとけ込むことが理想とされる。</p>
 <p>ケアマネジメント</p>	<p>社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的かつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法。保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。</p>
 <p>後見制度</p>	<p>判断能力が不十分な方々の権利を守り、法的に保護・支援することを目的とした制度。</p>
 <p>合理的配慮</p>	<p>絶えず変化し続ける個人の成長・体調・環境の変化を考え、周りの環境を整えたり、サポートをしたりすること。お互いが平等・公正に支えあい、共に活躍するための調整をするという考え方。</p>
<p>個別支援計画</p>	<p>障害者一人ひとりの実態や要望にそって、具体的な支援サービスや、その段階を福祉サービス事業者側が作成するもの。特に決まった様式はないが、個人の同意が必要。学校や教育委員会などの教育機関が中心となって作成する場合には、「個別的教育支援計画」という。</p>
 <p>サービス等利用計画</p>	<p>障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために作成するもの。                  指定相談支援事業者(指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者)が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画(トータルプラン)。</p>

 <p><b>就労</b></p>	<p>職業安定所(ハローワーク)の斡旋による就職がある。実際には、実習を行った上で就職しているケースがほとんどである。</p>
<p><b>就労移行支援</b></p>	<p>就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供。その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。</p>
 <p><b>障害者差別解消法</b></p>	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。</p>
 <p><b>ショートステイ</b></p>	<p>短期入所。居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下の掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事その他の必要な介護を行う。</p>
<p><b>職業リハビリテーション</b></p>	<p>障害をもっているが故に職業に就くことが困難になっていた、維持していくことが難しくなっている人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み。職業相談、職業評価、職業訓練、職業指導、職業紹介などの職業的なサービスのほかに、職業生活に就きそれを維持向上させるために必要な福祉的な方法も含む。</p>
 <p><b>ジョブコーチ</b></p>	<p>障害者が一般の職場に適応し定着できるように、障害者・事業主および障害者の家族に対して人的支援を行う専門職。職場適応援助者。</p>
 <p><b>ソーシャルワーカー</b></p>	<p>病気やけが、あるいは高齢や障害などを抱える人やその家族に対し、日常生活を送るうえでのさまざまな不安や困りごとに対する支援(ソーシャルワーク)を行う仕事のことで、ソーシャルワーカーという名称は、もともと社会福祉事業に携わる人の総称として使われていたが、現在では国家資格である「社会福祉士」、またときには「精神保健福祉士」の資格を持つ人のことをこう呼ぶことが多くなっている。</p>
 <p><b>デイサービス</b></p>	<p>通所介護。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施する。</p>
 <p><b>ノーマライゼーション</b></p>	<p>障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包容するのが社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方とその方法。</p>
 <p><b>ホームヘルプサービス</b></p>	<p>日常生活を営むのに著しく支障のある障害者(児)のいる家庭にホームヘルパー(訪問介護員)を派遣して、必要な介護、支援を行うサービスをいう。</p>
<p><b>リハビリテーションセンター</b></p>	<p>障害者の機能回復訓練から社会復帰までの一貫した援助サービスを行う施設の通称。来談者の受理、診断・評価、心理的援助、更正意欲の促進、適応能力開発訓練、グループワーク等を通じ自立性・共存性の向上を図る。</p>
 <p><b>療育手帳</b></p>	<p>知的障害のある方が取得できる障害者手帳。療育手帳を取得することで、さまざまなサービスや割引・給付が受けられるほか、教育を受けたり就労するにあたり配慮や支援を受けやすくなる。療育手帳は都道府県・政令指定都市によって発行され、地域差が大きい。</p>
 <p><b>レスパイトサービス</b></p>	<p>障害児をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障害児の介助から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助のことをいう。</p>
<p><b>施設入所支援</b></p>	<p>施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>
 <p><b>社会福祉協議会</b></p>	<p>社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」推進のため、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもつ。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障害者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。</p>
 <p><b>就業・生活支援センター</b></p>	<p>就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施する。</p>
<p><b>就労アセスメント</b></p>	<p>就労継続支援B型を利用申請する場合に必要となる。一般的には就労移行支援事業所で実施する。2022年10月の法改正により、今後は就労アセスメントの結果が「就労選択支援」などに活用されることになる。</p>

<b>就労継続支援A型 (雇用型)</b> 	<p>企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p>
<b>就労継続支援B型 (非雇用型)</b>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。</p>
<b>障害者雇用調整金</b>	<p>法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対して支給するものであり、1人当たり月額27,000円である。</p>
<b>障害者雇用納付金</b>	<p>2024年4月より2.5%に引き上げられた法定雇用率を下回る事業主から徴収するものであり、1人当たり月額50,000円である。</p>
<b>障害者雇用納付金制度</b> 	<p>障害者を雇用するには設備の改善等が必要になることが多く、そのため雇用義務を誠実に履行している事業主とそうでない事業主の経済的負担のアンバランスを調整し、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うため設けられたのが事業主の共同拠出による障害者雇用納付金制度である。事業主間の障害者の雇用にとまなう経済的負担の平等化を図り、障害者を雇用することの事業主共同連帯責任の円滑な実現を目的とする。また、障害者を雇い入れる事業主が、作業設備の設置等で一時的に多額の費用が必要な場合の助成金としても支給され、障害者の雇用を容易にし、障害者の雇用水準を引き上げようとするものでもある。</p>
<b>障害者法定雇用率</b>	<p>事業主は、雇用している労働者中に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合が一定率(民間企業:2.5%)以上であるようにしなければならないと法令で定められている。 ※2026年7月から2.7%に更に引き上げ</p>
<b>相談支援事業所</b> 	<p>障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。</p>
<b>地域自立支援協議会</b> 	<p>障害児とその保護者に係わる状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導や市町村・指定の障害福祉サービス事業者等・医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携および支援体制に関する協議を行うための会議。事業者、雇用人、教育、医療等の関連する分野の関係者が相互協力するネットワークを構築する。</p>
<b>特例子会社</b>	<p>企業が障害者の雇用を促進する目的でつくる子会社のこと。障害者雇用促進法は、一定規模以上の事業者が障害者を雇うよう義務づけているが、特例として、事業者が障害者のために特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受ければ、その子会社の障害者雇用数を親会社及び企業グループ全体の雇用分として合算することが認められている。</p>